加賀市介護人材養成支援事業補助金交付要綱

令和4年2月1日

告示第5号

改正　令和4年12月28日告示第198号

令和6年9月27日告示第123号

令和8年6月17日告示第80号

（趣旨）

第1条　新たな介護人材の確保及び介護職員の資質の向上を図るため必要な事業については、加賀市補助金交付規則（平成17年加賀市規則第50号）及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則（平成20年加賀市規則第6号）に定めるもののほか、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　介護サービス事業所　介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第1項に規定する介護サービスを提供する事業所又は施設をいう。

(2)　介護福祉士実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する知識及び技能を習得させるために同号に規定する学校又は養成施設が実施する研修をいう。

(3)　介護職員初任者研修　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修をいう。

(4)　常勤職員　1週間の所定労働時間が35時間以上である介護職員をいう。

(5)　非常勤職員　1週間の所定労働時間が20時間以上35時間未満である介護職員をいう。

(6)　新卒者　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（以下これらを「学校等」という。）に通学し、介護サービス事業所に雇用される年の3月に卒業した者（雇用される年の3月に卒業予定であった者で、単位の未修得等により同年4月1日から翌年3月31日までの間に卒業した者を含む。）をいう。

(7)　特定資格　次に掲げるいずれかの資格をいう。

ア　社会福祉士

イ　介護福祉士

ウ　精神保健福祉士

エ　看護師

オ　保健師

カ　理学療法士

キ　作業療法士

ク　言語聴覚士

(8)　奨学金　補助対象者が自己の名義で借りた奨学金であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　日本学生支援機構奨学金(第一種又は第二種に限る。)

イ　あしなが育英会奨学金

ウ　交通遺児育英会奨学金

エ　生活福祉資金貸付制度教育支援資金

オ　母子父子寡婦福祉資金貸付金制度就学資金及び就学支度資金

カ　地方公共団体が実施する育英資金又は奨学資金

キ　その他これらに類するものとして、市長が認めるもの

(9)　中堅職員向け研修修了者　加賀市地域包括支援センターが実施する加賀市介護保険事業所中堅職員向け研修会を修了した者をいう。

(事業の種類等)

第3条　第1条の規定による事業の種類、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この条の規定にかかわらず、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条　補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)　介護人材養成支援事業　市内に所在する介護サービス事業所に介護職員として勤務し、又は勤務しようとする者で、当該介護サービス事業所に直接雇用され、又は雇用される予定であるもの及びこれらの者を直接雇用し、又は雇用する予定である法人

(2)　就職奨励事業　次のいずれにも該当する者

ア　市内に所在する介護サービス事業所に介護職員として勤務し、及び直接雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア)　雇用される日において45歳未満である者

(イ)　訪問介護員等(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年石川県条例第46号)第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)として雇用される者

(ウ)　介護支援専門員として雇用される者

(エ)　常勤職員として雇用される者であって、次のいずれにも該当するもの

(i)　特定資格を有する者

(ii)　自ら奨学金を返還している者

(オ)　常勤職員として雇用される者であって、次のいずれにも該当するもの

(i)　雇用される日において45歳未満である者

(ii)　市外に居住していた者であって、市内に所在する介護サービス事業所に勤務することを理由に市内の賃貸住宅(市営住宅、県営住宅その他の公営住宅及び勤務する介護サービス事業所を運営する法人が職員を居住させるために所有又は賃借する住宅を除く。)に入居したもの

(iii)　入居した賃貸住宅の賃貸借契約における賃借人である者

イ　次のいずれにも該当する者

(ア)　市内に所在する介護サービス事業所に介護職として勤務した経験がない者(事業廃止等による退職のほか市長が特別な事情があると認める者を含む。)

(イ)　職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の3に規定する有料職業紹介事業者から紹介された職員でない者

(ウ)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者から介護サービス事業所に雇用を切り替えた職員でない者

(3)　中堅職員養成支援事業　中堅職員向け研修修了者を雇用する法人(地方公共団体を除く。)

2　前項に定める者のほか、市長は、介護業務に携わる者で特に必要があると認める者に補助金を交付することができる。

（補助金の交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護人材養成支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添え、市長に提出するものとする。

(1)　介護人材養成支援事業　次に掲げる書類

ア　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

（ア）　申請者が介護サービスを実施する法人に在職している場合　在職証明書(様式第2号)その他当該在職していることを証する書類

（イ）　申請者が介護サービスを実施する法人に採用される見込みである場合　採用証明書(様式第3号)その他当該採用される見込みであることを証する書類

イ　補助対象経費に係る領収書その他の支払を証明する書類(当該申請者を名宛人とするものに限る。)

ウ　補助対象経費に係る研修又は資格試験(以下「研修等」という。)の内容を記載した書面(パンフレット等を含む。)

エ　研修等を修了し､又は合格したことを証する書類の写し(当該申請をした日の1年前の日以後に交付されたものに限る。)

(2)　就職奨励事業　次に掲げる書類

ア　前号ア(ア)に掲げる書類

イ　誓約書(様式第4号)

ウ　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

（ア）　前条第1項第2号ア(ア)に掲げる者　次に掲げる書類

（i）　新卒者にあっては、当該学校等を卒業したことを証する書類

（ii）　特定資格を有する者にあっては、当該資格を有することを証する書類の写し

（イ）　前条第1項第2号ア(イ)に掲げる者　次に掲げる書類

（i）　訪問介護員等であることを証する書類

（ii）　所定労働時間に相応する訪問介護の実績を証する書類

（ウ）　前条第1項第2号ア(ウ)に掲げる者　次に掲げる書類

（i）　介護支援専門員証の写し

（ii）　所定労働時間に相応する居宅介護支援等の実績を証する書類

（エ） 前条第1項第2号ア(エ)に掲げる者　次に掲げる書類

（i） 奨学金の貸与を受けたことを証する書類

（ii） 申請に係る期間中の奨学金返還額が分かる書類

（iii） 特定資格を有することを証する書類の写し

（iv） 対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し

（オ） 前条第1項第2号ア(オ)に掲げる者　次に掲げる書類

（i） 入居した賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し(当該賃貸住宅に係る初回の申請に限る。)

（ii） 賃借料の支払いを証する書類の写し

(3) 中堅職員養成支援事業　次に掲げる書類

ア　第1号ア(ア)に掲げる書類

イ　雇用する者が中堅職員向け研修修了者であることを証する書類

2　申請者は、前項第1号ア(イ)に定める書類を添え、同項の規定による申請をした場合は、当該申請をした日から1年以内に同項第1号ア(ア)に定める書類を市長に提出しなければならない。

(申請期間)

第6条　前条の規定による申請をすることができる期間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 介護人材養成支援事業　研修等の受講又は受験を終えた日から当該日の属する年度の末日まで。ただし、同日までに前条第1項第1号(エ)の書類が到達しない場合は、この限りでない。

(2) 就職奨励事業　次に掲げる日まで。

ア　第4条第1項第2号ア(ア)から(ウ)までに掲げる者　雇用された日から12月を経過した日から当該日の属する年度の末日まで。

イ　第4条第1項第2号ア(エ)に掲げる者　4月から9月まで(以下「上期」という。)の返還分にあっては当該年度の10月31日までとし、10月から翌年3月まで(以下「下期」という。)の返還分にあっては翌年度の4月30日までとする。

ウ　第4条第1項第2号ア(オ)に掲げる者　上期に支払った賃借料にあっては当該年度の10月31日までとし、下期に支払った賃借料にあっては翌年度の4月30日までとする。

(3) 中堅職員養成支援事業　中堅職員向け研修を修了した日から当該日の属する年度の末日

まで

（交付決定及び額の確定）

第7条　市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否の決定及び額の確定を行い、その結果を介護人材養成支援事業補助金交付決定(却下)通知書兼補助金額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条　市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　補助金の交付を受けた日から1年以内に市内に所在する介護サービス事業所に雇用されなかった場合又は介護サービス事業所を退職等した場合。ただし、死亡または疾病等により業務に従事することができなくなったとき、又は介護サービス事業所の都合により業務に従事することができなくなったときは、この限りでない。

(2)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けた場合

(3)　前2号に掲げるもののほか、特に市長が認めた場合

（その他）

第9条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

附　則(令和4年12月28日加賀市告示第198号)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の加賀市介護人材養成支援事業補助金交付要綱第6条の規定は、令和3年4月1日以後に受講又は受験を終えた研修等について適用する。

附　則(令和6年9月27日加賀市告示第123号)

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の介護人材養成支援事業に関する規定は、令和6年度分の補助金の交付から適用する。

3　この告示による改正後の就職奨励事業に関する規定は、令和5年4月1日以後に市内に所在する介護サービス事業所に雇用された者について適用する。

附　則(令和8年6月17日加賀市告示第80号)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の加賀市介護人材養成支援事業補助金交付要綱第4条第1項第2号ア(エ)及び(オ)の規定は、令和8年4月1日以後に市内に所在する介護サービス事業所に雇用された者について適用する。

別表(第3条関係)

事業の種類、補助対象経費、補助基本額及び補助率

事業の種類	補助対象経費	補助基本額	補助率
介護人材養成支援事業	(1)　介護福祉士実務者研修の受講に要する経費	必要と認める額	定額。ただし、1人当たり10万円を限度とする。
	(2)　介護職員初任者研修の受講に要する経費	必要と認める額	定額。ただし、1人当たり5万円を限度とする。
	(3)　介護支援専門員実務研修受講試験の受験、介護支援専門員実務研修及び更新研修の受講、主任介護支援専門員研修及び更新研修の受講並びに介護支援専門員の登録に要する経費	必要と認める額	定額。ただし、1人1試験、研修又は登録当たり5万円を限度とする。
	(4)　前3号に掲げるもののほか、介護サービス事業所の開設者、管理者、計画作成担当者等になるために受講が義務付けられている研修その他市長が必要と認める研修の受講、資格試験の受験及び資格登録に要する経費(資格登録に係る登録免許税を除く。)	必要と認める額	定額。ただし、1人1試験、研修又は登録当たり3万円を限度とする。
就職奨励事業	介護職員の確保に要する経費	(1)　第4条第1項第2号ア(ア)に掲げ	定額

		る者について、常勤職員にあっては10万円、非常勤職員にあっては5万円とする。(新卒者又は介護福祉士の資格を有する者にあっては、その額に5万円を加算した額)(1人1回限り)	
		(2)　第4条第1項第2号ア(イ)に掲げる者について、常勤職員にあっては10万円とし、非常勤職員にあっては5万円とする。(1人1回限り)	定額

		(3)　第4条第1項第2号ア(ウ)に掲げる者について、常勤職員にあっては10万円とし、非常勤職員にあっては5万円とする。(1人1回限り)	定額
		(4)　第4条第1項第2号ア(エ)に掲げる者について、必要と認める額	定額。ただし、上期の返還分にあっては12万円を上限とし、下期の返還分にあっては12万円を上限とし、補助対象期間は60月を限度とする。(上期及び下期における補助対象期間がそれぞれ6月に満たない場合は、2万円に補助の対象となる月数を乗じて得た額を上限とする。)

		(5)　第4条第1項第2号ア(オ)に掲げる者について、必要と認める額	定額。ただし、1月当たり2万円(管理費、共益費その他賃借料以外の費用を除く。)を上限とし、補助対象期間は12月を限度とする。
中堅職員養成支援事業	介護職員の資質の向上に要する経費	中堅職員向け研修修了者1人当たり3万円	定額

備考

1　他の法律又は予算制度に基づく国、都道府県、市町村又は介護サービス事業所その他の団体の負担金、補助金等(以下「負担金等」という。)の交付を受ける場合は、補助対象経費から負担金等の額を控除した額を補助基本額とする。

2　補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。